

### 令和7年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
1	R7 5/14	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年5月15日～ 令和7年8月14日  (3か月)	<p>特定エレベーター方式PS設置工事について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会から令和7年3月24日付けで違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>なお、同社は、当該違反行為において、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表された。</p> <p>措置要領別表第2 措置要件 5イ (独占禁止法違反行為)</p>
2					
3					
4					
5					